

第三号被保険者の実態はどうなっているか

(公財)年金シニアプラン総合研究機構研究主幹・一橋大学名誉教授

高山 憲之

一 問題の所在

安倍内閣は日本再興戦略の目玉として女性の活躍推進を打ちだし、その一環として女性の働き方に中立的な税制や社会保障制度を実現するための諸施策を鋭意検討中である。その中では特に、税制における配偶者控除、および公的年金における第三号被保険者制度、の二つに制度見直しの議論が集中している。

ただ、議論の中では、ライフサイクルの中で女性の三号期間がどのように変化するのか、を始め、事実関係が必ずしも明らかになっていない論点がいくつもある。また、夫が高収入でないと専業主婦にはなれない等、誤解に基づくと思われる意見も散見される。

そこで、本稿では第三号被保険者に主として着目し、その実態を究明することにした。本稿の構成は次のとおりで

ある。まず第二節で、第三号被保険者制度の概要を説明し、第三節で第三号被保険者に関する定型化された事実を簡潔に述べる。第四節では使用するデータの概略を解説する。

第五節では女性のライフサイクルからみて第三号被保険者期間にどのような特徴があるのかを整理する。第六節では、いわゆる一三〇万円の壁が実在するのかどうかを明らかにするとともに、短時間勤務の第三号被保険者について、その週労働時間の分布がどうなっているのかを統計的に確認する。第七節では第三号被保険者の中核をなしている専業主婦に注目し、専業主婦世帯が共働き世帯よりも経済的に恵まれているのかどうかを究明する。最後に、本稿で得られた新たな知見を第八節で要約する。

二 第三号被保険者制度の概要

日本の公的年金における被保険者は第一号、第二号、第三号のいずれかのカテゴリーに区分されている。第二号は正規で働く給与所得者（通常、週三〇時間以上勤務する常勤の厚生年金保険加入者）を指す。第三号は第二号の配偶者（二〇歳以上六〇歳未満）であり、かつ年収一三〇万円未満・週三〇時間未満の短時間労働者ないし無職者を表している。第一号は第二号・第三号以外の成人（六〇歳未満）である。

第三号被保険者制度は女性の年金権を確立することを主な目的として導入され、一九八六年度から実施されている。第三号被保険者本人には年金保険料の納付を求めない一方、第三号被保険者は本人名義の基礎年金を受給することができる。その給付財源は第二号被保険者が拠出している保険料を全体としてプールし、その中で賄われている。

このような日本独自の第三号被保険者制度は導入当時、女性の年金権を確立させるものとして世界の年金関係者から高い評価を受けた。他方、日本国内では、拠出に依じて給付を受けるという社会保険の大原則に反し、不公平ではないかという強烈な批判が共働きの妻や独身女性から繰りかえし寄せられている。くわえて、女性の就労を阻害するおそれがあるという批判もある。

このような批判に應えるために政府は二〇〇〇年から第三号被保険者制度の見直しに着手し、この間、数次にわたって検討を重ねてきた。しかし、いずれの改革案にも賛否両論があり、現在においてもなお結論は得られていない。当面、週二〇時間以上の短時間労働者まで厚生年金保険の適用範囲を拡大する方向で政府は動いている。

三 定型化された事実

第三号被保険者については政府統計等で定型化された事実がいくつかある。ここでは、そのうち主要なものを六つ列挙しておく。

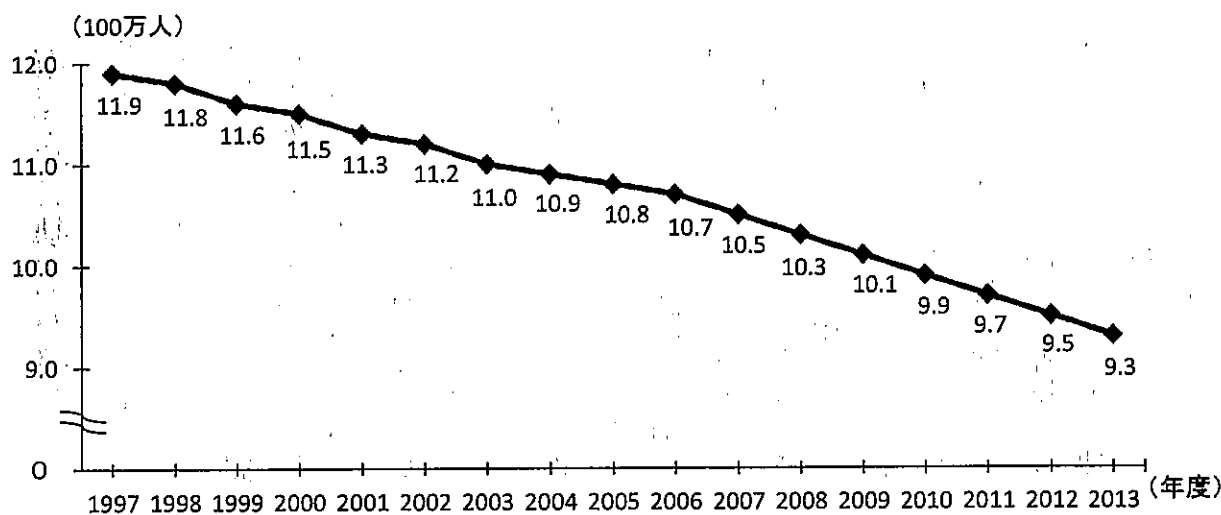
第一に、第三号被保険者の九九％は女性であり、男性は例外的な存在にとどまっている。

第二に、女性の第三号被保険者数は一九九七年度からの一六年度に一一九〇万人から九三〇万人へと減少した（図1）。この減少傾向は今後も続く予想されている。

第三に、女性被保険者全体に占める第三号割合も近年、徐々に低下してきており、直近の二〇一四年三月末時点では二九％になっていた（「厚生年金保険・国民年金事業年報」による）。

第四に、第三号女性の年齢構成をみると、四〇～四四歳層が最も多い（直近では二〇％）。

図1 第3号被保険者数（女性）



注) 被保険者数は各年度末の人数である

出所) 厚生労働省『厚生年金保険・国民年金事業年報』および年金数理部会資料

第五に、就業状況別に第三号被保険者をみると、最も多いのは無職の人（いわゆる専業主婦）であり、二〇一〇年時点で第三号全体の五七％を占めていた（「公的年金加入状況等調査」による）。残りの大半は非正規の給与所得者である。非正規の給与所得者が第三号被保険者全体に占める割合は、近年、少しずつ上昇している。

第六に、夫が第二号被保険者の場合、妻が第三号被保険者という組み合わせが多い。ちなみに二〇一二年時点では、妻が第三号という組み合わせが六四％に達し、妻も第二号という組み合わせ（三四％）の二倍に近かった（「国民生活基礎調査」による）。

四 データ

利用するデータは世代間問題研究プロジェクトが二〇一一年に実施した「くらしと仕事に関するインターネット調査」である。同調査は、公的年金の加入者全員に対して二〇〇九年度に送付された第一回「ねんきん定期便」を活用し、その記載事項の転記を求めるとともに、それを手掛かりにして、確実に記憶していると考えられる人生の重要なイベント（転職状況、結婚、離別・死別、出産、親との同居・別居、学歴など）について追加質問することにより、超長期にわたるパネルデータの作成を試みたものである。

さらに、現時点のくらしと仕事などに関する数多くの項目についても併せて質問している。

調査の対象は第一回「ねんきん定期便」が送付された全国の公的年金加入者（ただし、共済組合の加入者を除き、かつ詳細版を保管している人に限っている）であり、かつ、インターネット調査会社のモニターとして登録されている人のうち、

一九七一年一月一日生まれ～一九八一年一月三日生まれ（以下、三〇歳代と呼ぶ）

一九六一年一月一日生まれ～一九七一年一月三日生まれ（以下、四〇歳代と呼ぶ）

一九五一年四月一日生まれ～一九六〇年三月三十一日生まれ（以下、五〇歳代と呼ぶ）

の世代について、男女各二〇〇〇人が割り当てられた。合計で約六〇〇〇人である。

調査の期日は、三〇歳代と四〇歳代の場合、二〇一一年一月五日（土）から一月九日（水）までであり、五〇歳代は二〇一一年一月二日（金）から一月五日（月）までであった。

五 女性のライフサイクルからみた第三号期間

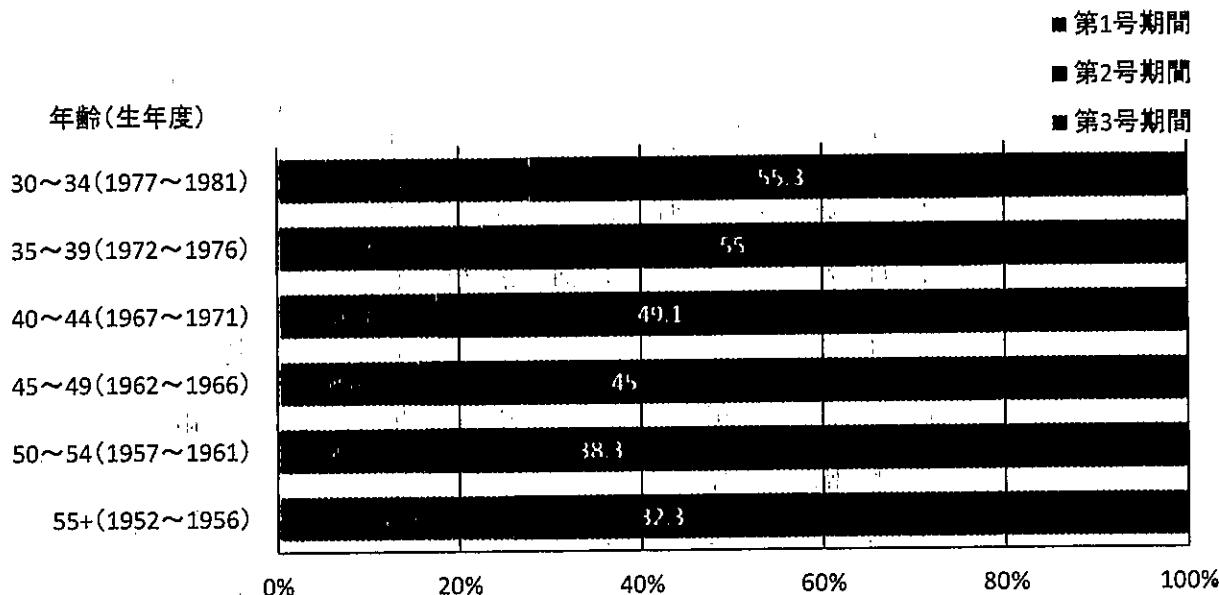
① 年金加入期間の被保険者カテゴリー別構成

まず、年金制度加入月数を被保険者カテゴリー別に調べてみよう。図2は世代別にみた年金被保険者カテゴリー別の加入期間構成（二〇一一年時点）を表している。集計したサンプルは二八二五人の女性である。若い世代では総じて第二号期間が最も長い。ちなみに一九七七～八一年度生まれ（二〇一一年度末の年齢は三〇～三四歳）の女性の場合、第二号期間が平均で七ヶ月弱（五五%）、第一号期間三ヶ月強（二八%）、第三号期間二ヶ月弱（一七%）とそれぞれになっていた。さらに、第二号期間の相対比率は年配の世代ほど低い。一九五二～一九五六年度生まれ（二〇一一年度末の年齢は五五～五九歳）の女性を例にとると、第二号期間は平均で一八ヶ月弱（三二%強）であった。

他方、第三号期間の相対比率は総じて若い世代ほど低い。中年の世代になると第三号期間の相対比率は上昇し、一九五二～一九六一年生まれ（二〇一一年度末時点で五〇～五九歳）の女性の場合、四〇%台に達していた。この比率は第二号期間の相対比率を上回っている。

なお第一号期間の相対比率は総じて若い世代より中年世代の方がわずかながら低い。ただ、五〇歳代後半になると、第一号期間の相対比率は上昇する¹⁾。

図2 世代別にみた加入期間構成 (女性、2011年時点)



注) 年齢は2011年度末時点 (歳)

② 生涯第三号

つぎに、年金制度加入総月数に対する第三号加入月数の比率が九〇%以上および一〇〇%のサンプル割合を調べてみた。その結果が図3である。生涯第三号あるいは、それに限りなく近い女性の割合は、どの生年の人をとっても極めて低い。ちなみに年金加入期間のすべてが第三号であるという女性は、いずれの世代においても一%未満である。

さらに、年金制度加入総月数に対する第二号加入月数の比率が極端に低い女性のサンプル割合も調べてみた。その結果が図4である。図4によると、第一号期間がゼロであった女性のサンプル割合は総じて五%程度であり、極めて少ない。第二号期間比率が一〇%未満(ゼロを含む)であった女性のサンプル割合も一九六二年度以降に生まれた女性に関するかぎり、総じて八%強であり、少数派である。

年金の財政検証では、標準的な夫婦世帯に着目し、その世帯が六五歳時点で受給する年金額が現役男子平均手取り月収の五〇%を下回らないかをチェックしている。ここで標準的な夫婦とは、夫が四〇年間にわたり平均賃金を稼ぎ、妻は四〇年間の多くを専業主婦として過ごす夫婦を指す。しかし、図4で確認したかぎり、そのような標準的な夫婦は今日、もはや典型的であるとは言えない。したがって、そのような夫婦世帯を想定した年金の財政検証に現実的な意味があるのかどうかについては疑問が残る。今後、モデ

図3 第3号期間比率が極端に高い人の割合（女性、2011年時点）

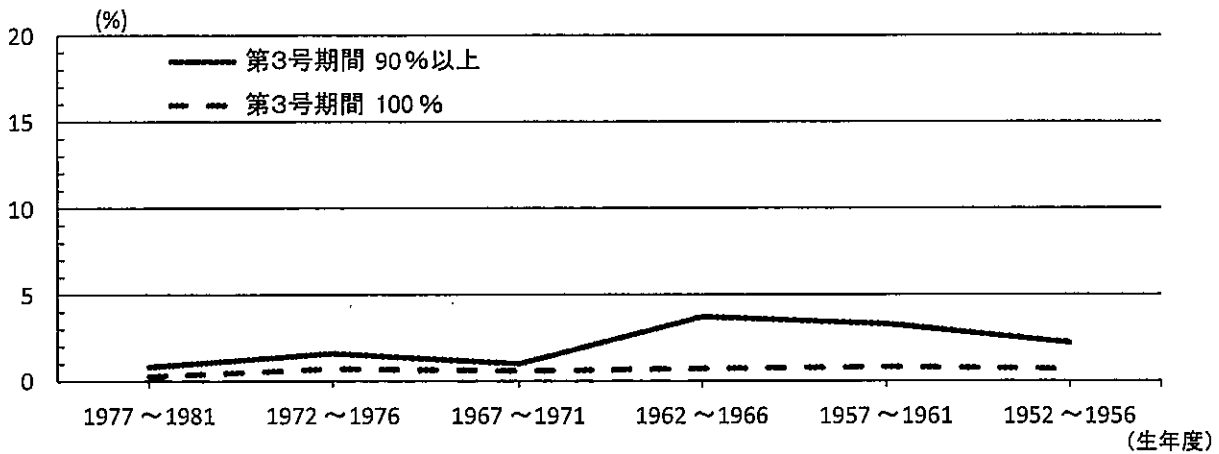
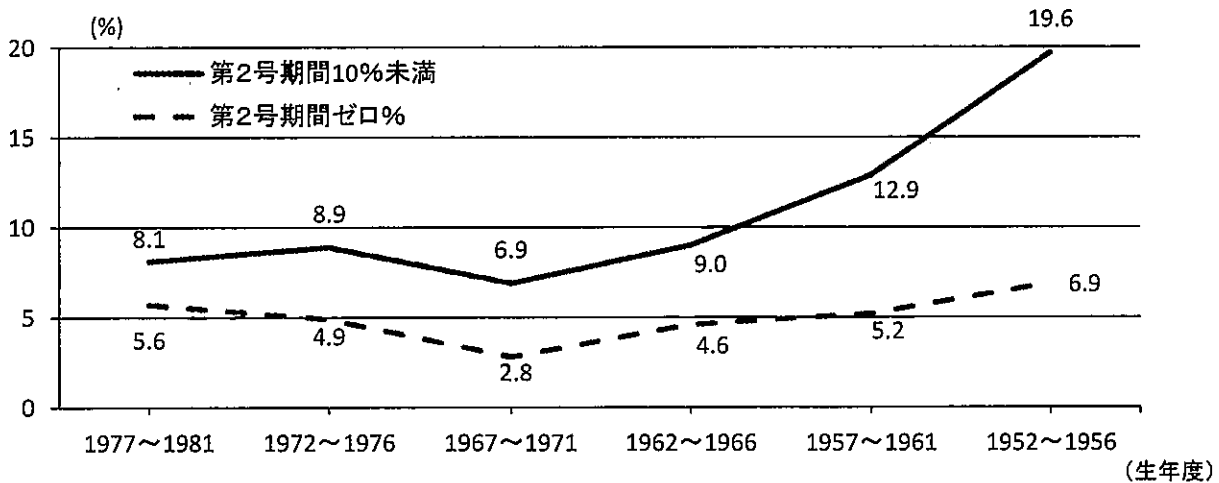


図4 第2号期間比率が極端に低い人の割合（女性、2011年時点）



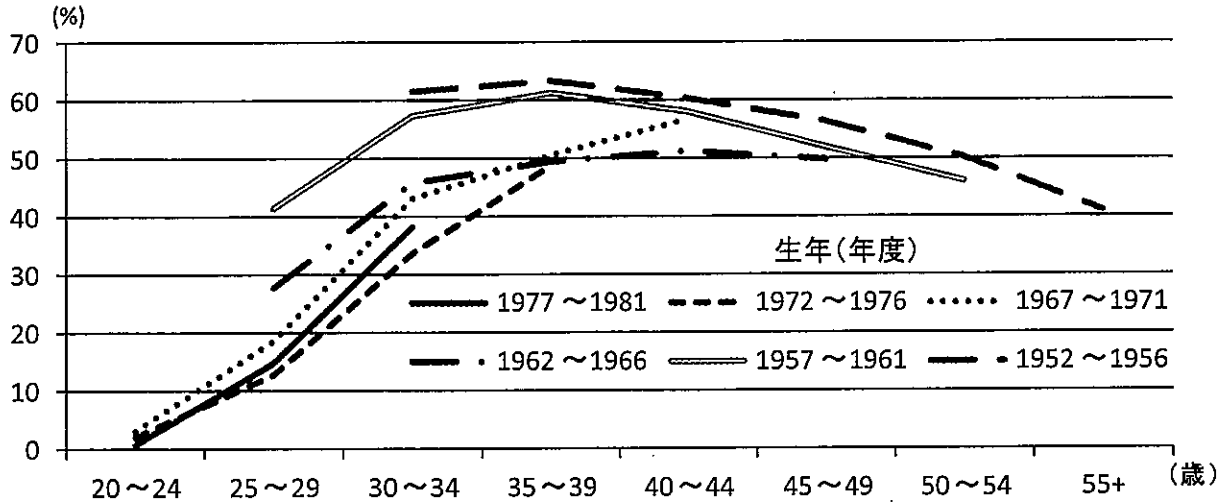
ル年金の示し方を再検討する必要がある。

③ 第三号被保険者割合の加齢に伴う変化

第三号被保険者のサンプル割合は女性の場
合、年齢階層によって違いが大きい。そこで、
次に、この割合の加齢に伴う変化を世代別に
点検してみた。点検作業を簡略にするため、
ここでは一九八六年、一九九一年、一九九六
年、二〇〇一年、二〇〇六年、二〇一一年の
いずれも四月時点に着目し、第三号被保険者
のサンプル割合を調べた。その整理結果が図
5である。

まず、二〇〜二四歳時の第三号被保険者割
合はいずれの世代でも5%未満であり、極端
に低い。この年齢層では未婚の人が大半を占
めており、仮に結婚していても正社員等で働
いている女性が少なくないからであろう。次
に、第三号被保険者割合は二五歳以降四〇歳
前後まで加齢に伴って上昇していき、その後、
少しずつ低下する（加齢効果）。さらに同一
年齢でみた第三号被保険者割合は総じて若い
世代ほど低い（世代効果）。かつてはピーク時
に六割を超えていたが、今日ではピーク時

図5 世代別年齢階層別の第3号被保険者割合（女性、%）



においても五割前後にとどまっている。

④ 合意

第三号女性は、かつて日本では多数派を形成していた。そして、第三号女性を妻にもつ世帯は標準的な世帯であると想定され、典型的な世帯類型として扱われていた。

しかし今日、様相は一変し、生涯第三号という女性は例外中の例外となつている。第三号期間は、人によって長短の違いがあるものの、むしろ女性の長いライフサイクルにおける一シーンへと変化し

つつある。結婚または出産直後からしばらくの間は第三号となる女性は依然として少なくないものの、三四歳以前においては第二号が女性の多数派を占めているからである。女性のライフコースは多様化しており、第三号期間は全体として若い世代ほど短くなっている。第三号が女性にとって標準的であるとは、もはや言えない。

六 いわゆる一三〇万円の壁

① 壁の存否

社会保険制度上、正規の給与所得者を夫にもつ妻が年間で一三〇万円以上の給与を稼ぐと、夫の被扶養者（年金制度上は第三号被保険者）ではなくなり、妻本人分の年金保険料・医療保険料・介護保険料を自ら納付することになる。妻の給与が一三〇万円以上になった途端に手取りの給与が減り、目先だけに限定すると、働き損になってしまう。そこで妻は一三〇万円の手前で就労を抑制しがちとなる。これが一三〇万円の壁にほかならない。

多数の第三号被保険者が年間の給与収入を限りなく一三〇万円に近いところに収める行動を実際にとっているのであれば、一三〇万円の壁は実在することになる。一三〇万円の壁は本当に存在するのだろうか。

この点を調べるために世代間問題研究プロジェクト「く

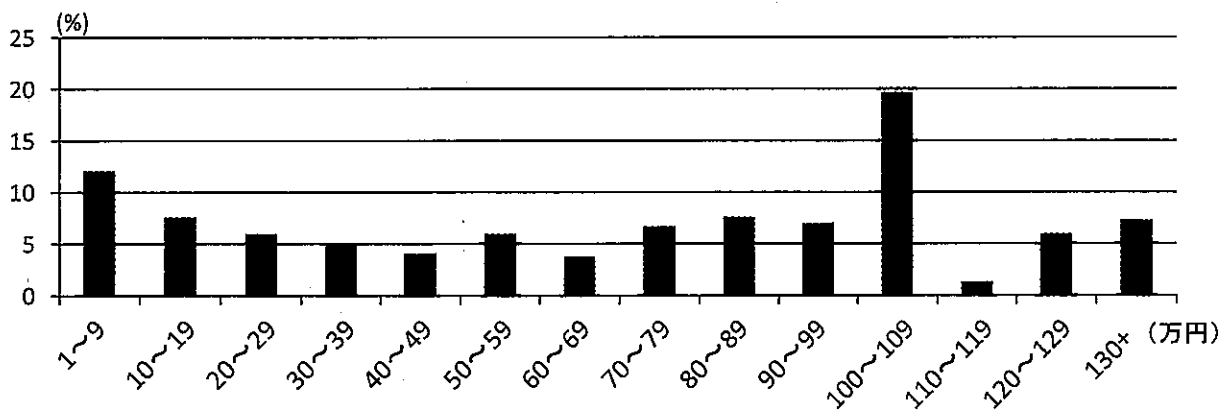
らしと仕事に関するインターネット調査」(二〇一一年調査)のデータを再集計してみた。すなわち調査対象者本人が女性であり、かつ調査時点において第三号被保険者(年齢は三〇〜五九歳)である人を抜きだし、さらに本人年収ゼロの人を除外した三一五サンプルに限定して、その本人年収の分布を整理した。その再集計結果をとりまとめたのが図6である。妻の年収の最頻値は一〇万円きざみでみると一〇〇〜一〇九万円のところにある。年収一〇〇〜一〇九万円をさらに細かく区分すると、年収一〇〇万円のサンプルが圧倒的に多い。

図6に示された結果を見るかぎり、妻の就労を阻害する壁があるとすれば、それは一三〇万円の壁ではなく、むしろ一〇三万円の壁だということになる。ただ、右の年収は通勤手当を含めずに回答した金額である可能性が高い。仮に、そうであるとすれば、一三〇万円の壁(通勤手当込み)は実在していることになる⁴⁾。

② 配偶者控除と配偶者手当

所得税には、かつて一〇三万円の壁が厳然と存在していた。しかし、「配偶者特別控除」が一九八七年に創設され、今日に到っている。配偶者特別控除を追加的に考慮する場合、妻の収入が一〇三万円を超えると手取り金額の伸びは緩やかになるものの、その落ちこみはない。税制上、一〇

図6 第3号女性本人の年収分布 (2010年)



注) 調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。さらに本人年収ゼロの人は除外した。本人年収は前年分であり、130万円以上を含んでいる。

三万円の壁は既に消失しているのである。それでは、税制以外で一〇三万円の壁となっているものは何だろうか。それは企業がフリンジベネフィットの一つとして支給している配偶者手当(家族手当とも呼ばれている)である。配偶者手当は勤務実績には直接かわりのない形で支給される生活費補助の一つであり、日本では四分の三強の企業が採用している。その普及度は現在においても高い。手当の月額是全国平均で約一万四〇〇〇円強となっている。その

支給要件は妻の年収が一〇三万円以下という例が最も多い。

配偶者手当の支給基準は税制上の配偶者控除に準拠して定められた例が多い。配偶者控除の制度が変われば、配偶者手当の支給基準も変わる可能性が高い。この意味において、一〇三万円の壁には税制上の取扱いが間接的に影響しており、その事実を否定することはできないだろう^{6,7)}。

配偶者手当は欧米にはない日本独自の慣行だと言われて久しい。ただ、税制が見直されるか否かに関わりなく、最近では配偶者手当を廃止する事例が増えている。ちなみに松屋デパートでは、一九九八年に配偶者手当を含む家族手当の廃止に踏みきった。その廃止を言いだしたのは労働組合であり、労使協議で決めたのである。仕事の実績を給与に一段と反映させるための原資に、配偶者手当廃止に伴う賃金分を回したという。また直近では、トヨタ自動車が配偶者手当の廃止と、その見返りとして子ども手当増額を決めた。家族手当の趣旨を生活費補助から子どもの教育支援に切りかえるためだという。

配偶者手当を事業主が一方的に縮小・廃止することは労働条件の不利益変更となるおそれが高い。不利益変更という事態を避けるためには、労使間の十分な協議を踏まえた合意形成が事前に必要になる。

配偶者手当の廃止は独身者への差別を無くし、専業主婦優遇を止め、正規社員優遇を止めるという効果がある。

③ 週三〇時間の「深い河」

配偶者手当とは比較にならないほどの圧倒的な力で女性の活躍を阻んでいると思われるものが、実は他にある。それは、週三〇時間未満という勤務条件である。それは、いわば「深い河」として、多くの女性の行く手を遮っている。

週あたりの勤務時間が三〇時間以上になると、被用者は原則として厚生年金や組合健保ないし協会健保に加入することになる。それに伴って事業主や加入者本人には社会保険料負担が納付義務として発生する。同時に、加入者本人には給付面のメリットも新たに発生する（報酬比例年金や傷病手当金等）。

社会保険料率が高くなると、事業主は人件費抑制のために社会保険料の負担増を回避しがちである。バブル崩壊後、事業主は正規社員の雇用をスリム化し、週三〇時間未満の非正規雇用を拡大してきた。正規社員として勤務することを希望しても、その願いをかなえてもらえない女性が少なくない。ちなみに非正規で働く人が今日、女性給与所得者の六一%を占めている（就業構造基本調査、二〇一二年）。非正規の被用者比率は女性だけでなく、若者や高齢者の間でも高まっている。実際、非正規の被用者比率は二〇一四年には全体として三八%となっていた。一九九〇年の二〇%とくらべると大幅なアップである。正規と非正規を隔てる「深い河」は女性にとって深刻な問題であるが、女性

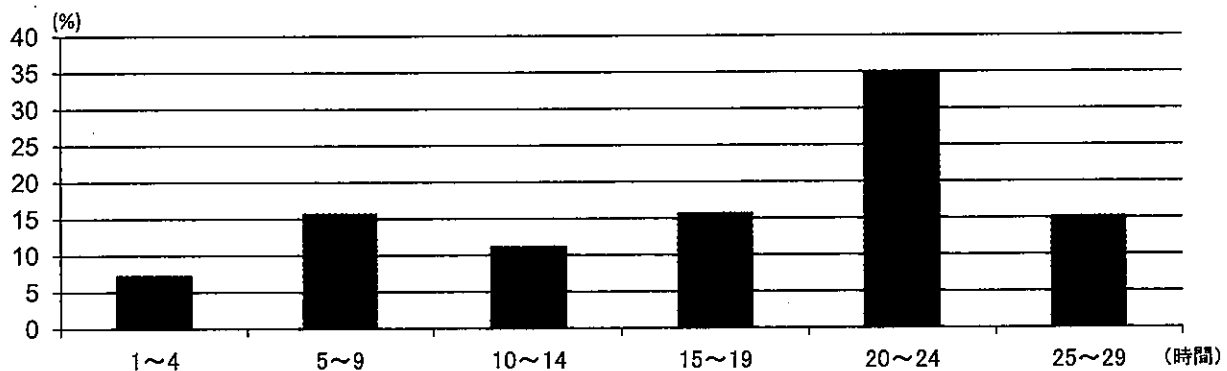
にとどまらず、日本全体でも大問題となっている。

非正規の短時間労働者は実際、どのように働いているのだろうか。図7は女性の第三号被保険者に着目し、その週あたり労働時間の分布を整理した結果である。短時間勤務の既婚女性は週二〇〜二九時間で働くケースが五〇%を占め、最も多い（一〇時間きざみでみた場合）。

そこで週二〇〜二九時間勤務の女性第三号被保険者（八三サンプル）を抜きだし、一時間きざみでそのサンプル割合を調べてみた。図8がその結果である。週二〇時間の人が突出して多く、次に多いのは週二五時間の人であった。

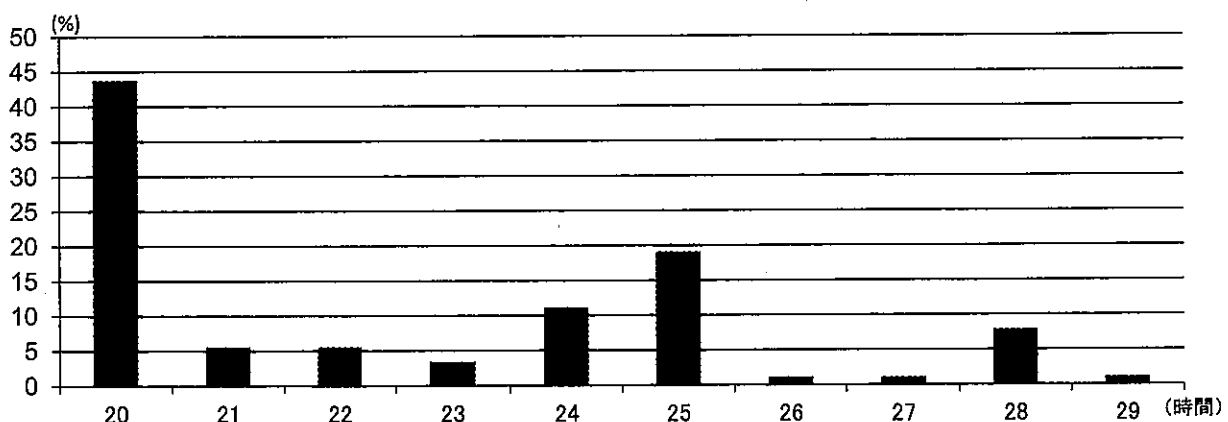
女性の活躍を推進するためだけでなく、若者や高齢者の活躍を推進するためにも、この週三〇時間という「深い河」問題を克服する必要がある。政府は当面、週三〇時間の縛りを週二〇時間の縛りに変更する方向で動いている。ただ、究極的な問題解決方法は、社会保険料の賦課ベースを賃金支払い総額に切りかえることにある。

図7 第3号女性本人の集労働時間分布（2010年）



注) 調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。そのさい本人年収ゼロの人は除外し、さらに本人の週労働時間が20~29時間の人のみを部分抽出した。

図8 第3号女性本人の週労働時間分布（20~29時間の人のみ）



注) 調査対象者本人が女性であり、かつ第3号被保険者のケースのみを集計した。そのさい本人年収ゼロの人は除外し、さらに本人の週労働時間が20~29時間の人のみを部分抽出した。

右のように社会保険料の賦課ベースを切りかえると、事業主は人件費の負担増を避けるために請負契約や派遣で採用する短時間労働者を増やすおそれがある。くわえて、中長期的にみるかぎり短時間勤務者の賃金は抑制されるだろう。事業主は社会保険料の事業主負担分を多かれ少なかれ本人に転嫁しようとするからである。

七 専業主婦世帯と共働き世帯の経済比較

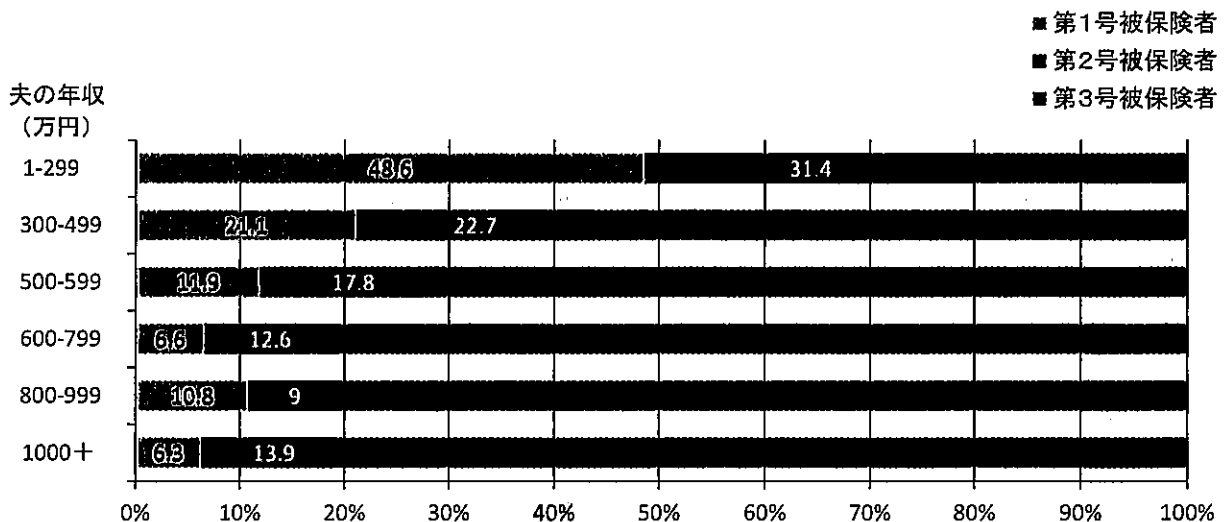
専業主婦世帯は経済的に恵まれ、裕福な暮らしをしているのにもかかわらず、税制や社会保障制度で共働き世帯より優遇されている。このような意見が日本では今でも根強い。あるいは、夫が高収入でないと専業主婦にはなれないと考えている人も少なくない。このような意見や考え方は日本の現実と合致しているのだろうか。

① 夫の年収階層別にみた妻の第三号割合

まず手始めに、夫の年収階層別に妻の第三号被保険者割合を集計してみた。第三号被保険者の中核を占めているのは専業主婦である。ここでは回答者本人が既婚の女性である八一サンプルを集計に用いた。

その集計結果である図9によると、夫の年収が高くなるにつれて妻が第三号となつている割合も総じて高くなる。

図9 夫の年収階層別にみた妻の被保険者カテゴリー別構成割合



注) 調査対象は30歳以上の既婚女性である。夫の年収が無記入のサンプルは除外した。さらに世帯年収1億円以上のサンプルもアウトライヤーとして除去し、集計した。夫の年収は2010年分である。

ちなみに夫の年収が三〇〇万円未満のとき、妻が第三号となつてゐる割合は二〇％にすぎない。むしろ第一号被保険者となつてゐる妻が四九％と半数に近く、最も多い。夫の年収が三〇〇万円以上五〇〇万円未満のときには、妻の第三号割合は五六％となり、第一号割合（二一％）を超える。そして夫の年収が六〇〇万円以上では妻の第三号割合は八〇％前後に達し、その水準でほぼ安定してゐる。

なお、夫の給与所得が高いほど、税制における配偶者控除の利用率も高くなる。配偶者控除による税負担の軽減額は所得が高くなるにつれて大きくなり、その恩恵に浴する人は高所得の人ほど多い。

つまり専業主婦世帯では夫の所得が高くなるほど配偶者控除や第三号被保険者制度による恩恵を、その分、多く享受していることになる。

② 夫の年収分布

次に、配偶者のいる世帯に焦点をしぼり、夫の年収分布から整理することにした。配偶者のいる世帯のうち本稿で着目したのは、共働き世帯A、共働き世帯B、専業主婦世帯、の三つである。共働き世帯Aは夫婦ともに正社員（ないし役員）の世帯とした。また、共働き世帯Bでは、夫が正社員（ないし役員）である一方、妻は非正規社員（パート、アルバイト、派遣、契約、嘱託）であり、かつ

第三号被保険者であると想定してゐる。さらに専業主婦世帯の場合、夫が正社員（ないし役員）である一方、妻は本人年収がゼロであり、年金制度上は第三号被保険者であると仮定した。さらに、集計するにあたって配偶者も本人の年齢にあわせて三〇〜五九歳のサンプルに限定した。

年収は二〇一〇年分であるので、正社員等の就労状況や年金制度上のカテゴリーは二〇一〇年四月分で区分した。

表1は回答者が妻の場合、世帯類型別にみて夫の年収分布がどの程度まで違うのかを比較したものである。それによると、夫の年収の最頻値（一〇〇万円きざみ）は共働き世帯の場合、いずれも四〇〇万円台にある一方、専業主婦世帯の場合は六〇〇万円台となつてゐる。また、夫の年収の中央値は共働き世帯五〇〇万円、専業主婦世帯六〇〇万円である。さらに、その平均値は専業主婦世帯が六三〇万円強であり、最も高い。他方、共働き世帯の場合、世帯B（妻が非正規社員）の方が五九〇万円強となつており、世帯A（妻が正社員）の五七〇万円弱をわずかながら上回つてゐる。総じて夫の年収は専業主婦世帯が最も高く、共働き世帯B、共働き世帯A、の順となつてゐる。ただ、年収八〇〇万円以上の世帯割合は専業主婦世帯と共働き世帯Bを比較するかぎり、ほとんど違いがない。

表2は回答者が妻の場合、世帯類型間で世帯ベースの年収分布がどの程度まで異なつてゐるのかを整理した結果で

表1 妻からみた夫の年収分布 (2010年分)

夫の年収 (万円)	共働き世帯A		共働き世帯B		専業主婦世帯	
	世帯割合%	累積%	世帯割合%	累積%	世帯割合%	累積%
1~299	6.2	6.2	3.3	3.3	0.4	0.4
300~399	7.7	13.8	13.2	16.5	10.0	10.4
400~499	33.8	47.7	23.1	39.6	17.0	27.4
500~599	15.4	63.1	16.5	56.0	17.0	44.4
600~699	10.8	73.8	13.2	69.2	18.5	62.9
700~799	10.8	84.6	5.5	74.7	12.0	74.9
800~899	1.5	86.2	12.1	86.8	12.4	87.3
900~999	4.6	90.8	5.5	92.3	3.5	90.7
1000~1099	6.2	96.9	2.2	94.5	5.4	96.1
1100~1299	1.5	98.5	2.2	96.7	1.9	98.1
1300~1999	1.5	100.0	2.2	98.9	1.9	100.0
2000+	0.0	100.0	1.1	100.0	0.0	100.0
サンプル数	65		91		259	
平均値	569		595		631	
中央値	500		500		600	
変動係数	0.43		0.48		0.38	

注①) 共働き世帯A (夫婦とも正社員ないし役員)

共働き世帯B (夫は正社員ないし役員、妻は非正規社員の第三号被保険者)

専業主婦世帯 (夫は正社員ないし役員、妻は本人収入ゼロの第三号被保険者)

注②) 集計にあたり世帯年収がゼロまたは一億円以上のサンプルを除外した。

注③) 平均値、中央値はいずれも万円単位。

表2 妻からみた世帯年収分布 (2010年分)

世帯年収 (万円)	共働き世帯A		共働き世帯B		専業主婦世帯	
	世帯割合%	累積%	世帯割合%	累積%	世帯割合%	累積%
1~299	1.1	1.1	0.9	0.9	0.6	0.6
300~399	3.2	4.3	5.4	6.3	8.8	9.4
400~499	6.4	10.6	17.1	23.4	18.2	27.7
500~599	8.5	19.1	18.9	42.3	17.3	45.0
600~699	4.3	23.4	17.1	59.5	16.7	61.6
700~799	21.3	44.7	11.7	71.2	11.9	73.6
800~899	18.1	62.8	7.2	78.4	12.3	85.8
900~999	13.8	76.6	11.7	90.1	4.1	89.9
1000~1099	9.6	86.2	4.5	94.6	5.3	95.3
1100~1199	5.3	91.5	0.9	95.5	0.3	95.6
1200~1499	4.3	95.7	2.7	98.2	2.5	98.1
1500+	4.3	100.0	1.8	100.0	1.9	100.0
サンプル数	94		111		318	
平均値	822		670		645	
中央値	800		600		600	
変動係数	0.36		0.41		0.48	

ある。それによると、世帯年収の最頻値（一〇〇万円きざみ）は共働き世帯Aが七〇〇万円台、共働き世帯Bが五〇〇万円台、専業主婦世帯四〇〇万円台となっていた。また、世帯年収の中央値は共働き世帯Bと専業主婦世帯がいずれも六〇〇万円、共働き世帯Aが八〇〇万円である。さらに、その平均値は共働き世帯Aが八二二万円、共働き世帯Bが六七〇万円、専業主婦世帯六四五万円の順となっていた。

夫のみの年収に注目するのか、それとも世帯ベースの年収に注目するのか、によって年収の高低は世帯類型別に異なる。世帯ベースの年収に関するかぎり、専業主婦世帯が共働き世帯よりも裕福であるとは必ずしも言えない。ちなみに世帯年収五〇〇万円未満の世帯割合は専業主婦世帯の場合、二七%となっており、共働き世帯A（二一%）、共働き世帯B（二三%）より高めである。共働き世帯と比べると、専業主婦世帯には世帯年収の低い世帯がそれなりに多く含まれていることを無視してはならない¹⁰。

八 新たに得られた主な知見

本稿で得られた新たな知見は次の八点到要約される。

① 女性の場合、年金加入期間の年金被保険者カテゴリ別構成をみると、若い世代では総じて第二号期間が最も長い。この第二号期間の相対比率は年配の世代ほど低い。

② 年金加入期間のすべてが第三号ないし第一号であり、第二号期間がゼロであるという女性のサンプル割合は総じて五%程度であり、きわめて少ない。

③ 女性の場合、第三号被保険者割合は二五歳以降四〇歳前後まで加齢に伴って上昇していき、その後、少しずつ低下する（加齢効果）。さらに同一年齢でみた第三号被保険者割合は総じて若い世代ほど低い（世代効果）。

④ 結婚または出産直後からしばらくの間は第三号となる女性が依然として少なくないものの、三四歳以前においては第二号が女性の多数派を占めている。女性のライフコースは多様化しており、第三号期間は全体として若い世代ほど短くなっている。

⑤ 税制上、一〇三万円の壁は今や存在しない。ただし、配偶者手当（配偶者控除ではない）の支給基準が実質的に一〇三万円の壁を形成している。さらに、通勤手当を考慮すると一三〇万円の壁も実在している可能性が高い。

⑥ 非正規で働く女性第三号は週二〇時間勤務の人が突出して多い。

⑦ 夫の年収が高いほど、妻の第三号被保険者割合も総じて高い（夫の年収六〇〇万円まで）。

⑧ 夫の年収は共働き世帯よりも専業主婦世帯の方が全体として多い。他方、世帯ベースの年収に関するかぎり、専業主婦世帯が共働き世帯よりも裕福であるとは必ずしも言

えない。専業主婦世帯の中には世帯年収の低い世帯も、それなりに多く存在する。

本稿は事実関係の究明を目的としており、政策論には一切、踏みこんでいない。第三号被保険者制度を今後どのように改めていくのかについては、別の機会に論じることにした。

- 1 夫の厚生年金離脱（定年退職等）に伴い、第三号から第一号に切りかわる妻が相当数いる。なお、一九八六年以前には第一号として任意加入していた妻が多数いた。本文の図2において五〇歳代後半に位置する世代には、一九八六年以前に第一号として国民年金に任意加入していた妻が多く含まれている。
- 2 妻は、学生期間・自営業期間等のある第一号や、年収一三〇万円未満のパート労働者等であってもよい。
- 3 ここでは便宜上「妻」と表示しているが、本人が女性の場合、配偶者の夫についても全く同様のことが言える。
- 4 短時間労働者を雇う場合、企業は実績ではなく見込みベースの年収に基づいて厚生年金保険適用の申請必要性を判断している。その際、見込み年収を一三〇万円ぎりぎりにするのではなく、多少の余裕を考慮し、見込み年

収が一三〇万円より若干少なめになるように雇用契約を結んでいる。なお、一三〇万円の壁は、従業員五〇人以上の大企業では二〇一六年一〇月以降、一〇六万円の壁に変わる。

5 財務省「働き方の選択に対して中立的な税制」を中心とした所得税のあり方」税制調査会参考資料、二〇一四年一月七日、三六ページ。

6 国家公務員の場合、配偶者手当の支給基準は配偶者の給与収入が年間で一三〇万円未満となっている。国家公務員用のこの基準は税制に準拠したものではなく、年金をはじめとする社会保障制度（第三号被保険者の要件）に準拠している。念のため。

7 世代間問題研究プロジェクト「くらしと仕事に関するインターネット調査」（二〇一一年調査）によると、第三号の女性がパート等の短時間労働者として働く主な理由で最も回答が多かったのは「配偶者控除や一三〇万円の壁（第三号被保険者に留まるための要件）を考慮して」であった（六三％）。短時間労働者の既婚女性は税制や社会保障制度における壁を意識している人が依然として多い。

8 黒人霊歌「深い河」の歌詞に登場する神聖な川（ヨルダン川）。向う岸には、すべてが平穏な約束の地である故郷がある。さらに、アメリカ南北戦争のさい、北部州

と南部州の境界に位置した川も同名 (Deep River) であり、「自由と隷属の境」の象徴として語られている。

9 税制調査会第八回専門家委員会 (二〇一〇年一〇月二十九日) 提出資料、参照。

10 表1や表2で示した程度の高低差をもって、共働き世帯と専業主婦世帯のどちらが経済的に恵まれているのかを議論することには、あまり意味がないという意見もありうる。日本のサラリーマン世帯は経済面の格差が比較的小さいからである。むしろ経済的に恵まれており裕福であるのは企業経営者の一部や医者・弁護士等であり、そのことを等閑視すべきではない。

